

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の一部の
施行期日を定める政令案要綱

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年
法律第七十八号）の一部の施行期日を平成十七年八月一日とすること。